書類審査

令和元年度 救急医療施設等運営補助金 (病院群輪番制) 評価表 NO. 16(2)

•			77 77 77 77 77					
所管部課名	市民健康課							
事務事業名	救急医療体制支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び救急医療施設等運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
令和元年度		国県支出金	一般財源		その他		その他の内容	
予算額	24, 810 千円	千円	24, 810	千円		千円		
		指標名			目標値		目標年度	
成果指標①	救急医療に係る	救急医療に係る実診療日数			437 日		令和6年度	
成果指標②	救急医療に係る当番日の来院患者数及び救急患者数 15,000 人 令和6年度				和6年度			
補助対象者	公益社団法人川内市医師会							
補助対象経費	病院群輪番制病院運営事業に要する人件費							
補助対象事 業・活動の内 容								
	分類  ■運営	営補助のみ □事業補	前助のみ □┆	<b>運営補</b> 與	カと事業補助の	)両方	□その他	
補助金額又は 補助率	基準単価71,040円に稼働日数及び本市負担割合を乗じて得た額							
上記項目の 積算方法	補助金額は基準単価(71,040円)×診療日数×人口割(いちき串木野市と按分) 71,040円×(366日+74日)×人口割79.37%≒24,809,157円							

		+ <del>-</del> -	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
補助を受る	項目		金額 (円)	割合(%)	金額 (円)	割合 (%)	金額(円)	割合 (%)	
	収入	自己資金	128, 380, 671	80. 5%	130, 409, 426	80. 8%	129, 042, 700	80. 6%	
		会費収入		0. 0%		0. 0%		0. 0%	
		事業収入	128, 380, 671	80. 5%	130, 409, 426	80. 8%	129, 042, 700	80. 6%	
		寄付金・その他助成		0. 0%		0. 0%		0. 0%	
		市補助金	24, 444, 424	15. 3%	24, 640, 004	15. 3%	24, 696, 388	15. 4%	
			6, 600, 056	4. 1%	6, 404, 476	4. 0%	6, 419, 132	4. 0%	
3 けカる		(前年度繰越金)		0. 0%		0. 0%		0. 0%	
年車		計	159, 425, 151	100. 0%	161, 453, 906	100. 0%	160, 158, 220	100. 0%	
年事の決領	支出	事業費		0. 0%		0. 0%		0. 0%	
		人件費	159, 425, 151	100. 0%	16, 143, 906	100. 0%	160, 158, 220	100. 0%	
		その他事務費		0. 0%		0. 0%		0. 0%	
状体				0. 0%		0. 0%		0. 0%	
算団 状体 況				0. 0%		0. 0%		0. 0%	
等				0. 0%		0. 0%		0. 0%	
の		(翌年度繰越金)		0. 0%		0. 0%		0. 0%	
		計	159, 425, 151	100. 0%	16, 143, 906		160, 158, 220		
	支出計/前年度支出計					10. 1%		992. 1%	
	自己	資金/前年度自己資金				101. 6%		99. 0%	
	翌年度繰越金/市補助金			0. 0%		0. 0%		0. 0%	
	交付件数		1 件		1件		1件		
	成果指標の推移①		437日		437日		438日		
	成果指標の推移②		14,645人		14,389人		14,073人		

【前回評価】平成28年度「現状のまま継続 【費用対効果】救急医療体制の確保

【補助事業以外の事業】小児救急医療、川内看護専門学校の経営、在宅療養に関する相談、北薩地域産業保健センター事業 等

〈補目	力金の視点別評価〉 【主管	課評価	i・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等 の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の 福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業により、本市の夜間及び祝休日における二次 医療救急体制が堅持され、市民の福祉向上に寄与してい る。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への 支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への 支援が必要である。	A	救急医療施設として病院群輪番制病院を担える団体は 公益社団法人川内市医師会しかなく、夜間及び祝休日に おける二次救急医療体制への支援を継続する必要があ る。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	夜間366日・祝休日72日の438日の実診療日に、年間15,000人を超える患者が受療しており有効性が高いと認められる。
適格	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	川内市医師会立市民病院、済生会川内病院、おやまクリニック、上村病院、高江記念病院、伊達病院、森園病院、若松記念病院が連携・協力して実施する事業である。
恰性及び妥当性	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助 金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は 当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段である と明確に認められる。	A	地方の医師不足や専門科医偏在により、医師確保が難 しい現段階においては、当該事業への財政的支援が最善 の手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。 (交付要綱の補助基準)	В	交付要領第3条に規定しており、人口割をするいちき 串木野市とも補助単価は同額である。 補助金額=基準単価(71,040円)×診療日数×人口割
〈補助	カ金の見直し結果〉		
	≪今後の改革の方向性≫		≪視点別評価≫
	■現状のまま継続		公益性 ⇒ □高い □低い
	口見直しの上で継続		必要性 ⇒ □高い □低い
	⇒今後の方向性 □充実		有効性 ⇒ □高い □低い
	□移管・統廃合		適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	□縮小		≪今後の改革の方向性≫
内	□休止・廃止 ≪上記方向の理由≫	-	口現状のまま継続
部	《工能力问》 建田 //	<b>L</b> l	□見直しの上で継続
評価(一次)		外 部	⇒今後の方向性 □充実   □移管・統廃合
		評	□縮小
		価 結 果	□休止・廃止
結	<ul><li>≪改革・改善の内容とそれを実施していくための 手段・計画≫</li></ul>		≪まとめ≫
果			

## 救急医療施設等運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。 以下「条例」という。)に規定された事項を実施するため、薩摩川内市補助金等交付規 則(平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づ き薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱(平成19年薩摩川内市告示第99号) 第2条の表に掲げる救急医療施設等運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。 (補助事業等の要件)

第2条 救急医療施設等運営補助金に係る補助事業等は、病院群輪番制病院及び共同利用型病院の二次医療救急医療施設として必要な医療体制の確保に資するものでなければならない。

(補助金の額)

- 第3条 救急医療施設等運営補助金の額は、次条に定める経費から診療収入、寄付金及び その他の収入を控除した額と次の各号に掲げる区分に応じた額とを比較して少ない方の 額とする。
  - (1) 病院群輪番制病院運営事業 基準単価71,040円に稼動日数及び本市の負担割合を乗じて得た額とする。
  - (2) 共同利用型病院運営事業 基準単価 7 1, 4 5 0 円に稼動日数及び本市の負担割合を乗じて得た額とする。 (補助対象経費)
- 第4条 救急医療施設等運営補助金は、次の各号に定める経費について交付する。
  - (1) 病院群輪番制病院運営事業に要する人件費
  - (2) 共同利用型病院運営事業に要する人件費 (交付の申請)
- 第5条 救急医療施設等運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する 日は、病院群輪番制病院運営事業においては毎年5月末日、共同利用型病院運営事業 においては、鹿児島県から共同利用型病院運営事業補助金に係る内示を受けた日から1 月を経過する日とする。
- 2 救急医療施設等運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 事業(変更)計画書(様式第1号)
  - (2) (変更)所要額調書(様式第2号)
  - (3) 所要額明細書(様式第3号)
  - (4) 収支予算書の抄本(様式第4号)
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類 (交付の基準)
- 第6条 救急医療施設等運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合 には、これを行わない。
  - (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に救急医療施設等運営補助金を交付すること が適当でないと認められる場合

(実績報告)

- 第7条 救急医療施設等運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と 認める書類は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 所要額精算書(様式第5号)
  - (2) 実績額明細書(様式第3号)
  - (3) 病院群輪番制病院月別実施表 (様式第6号)
  - (4) 診療科目別患者数等調(様式第7号)
  - (5) 収支精算書の抄本 (様式第4号)
  - (6) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った 評価に関する書類
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類 (効果の測定)
- 第8条 救急医療施設等運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、 次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。
  - (1) 救急医療に係る実診療日数
  - (2) 救急医療に係る当番日の来院患者数及び救急患者数 (補助事業者等の責務)
- 第9条 救急医療施設等運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の保健衛生施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 目

この要領は、平成30年4月1日から施行する。